

ジュリー・ペイエット総督の辞任と そのカナダ政治への影響をめぐって

—カナダ立憲君主制に関する一考察—

岡 田 健太郎

はじめに—問題の所在—

1. 2021年7月26日 メアリー・サイモン新総督の就任
 2. ジュリー・ペイエット総督辞任の経緯
 3. 総督, そして総督の「代理」? Administrator について
 - 3.1. 国王の「代理」としてのカナダ総督の法的・政治的位置づけ
 - 3.2. 総督の「代理」としての Administrator の法的・政治的位置づけ
 4. 総督の不在がもたらすもの
 - 4.1. 外交ツールとしての総督による外国公式訪問
 - 4.2. Administrator とカナダ最高裁長官のあいだに生じうる利益相反の可能性
 - 4.3. 候補者の身元調査の「制度化」
 - 4.4. カナダ政治の不安定化の可能性—総督不在下の少数与党政権をめぐって—
- まとめにかえて

はじめに—問題の所在—

政治的指導者が大統領や首相といった地位に就く場合, そのプロセスは儀礼の意味でも政治の意味でも制度化されており, 彼(彼女)らの就任がクーデターといった非常事態のなかで生じたものでもない限り, 前例とルールにのっとって, 時間的な空白なしに権力移行が粛々とすすめられていく。また, これらの地位からの退任や辞任, さらにはルールにもとづく

解任であっても、それがやはりクーデター等の非常事態によるものではない限り、基本的には就任と同様にそのプロセスが進行し、後任へとその役割と権力が引き継がれていくことになる。大統領ら政治的指導者が突然死去したり、あるいは重い病や不慮の事故などで権限行使不能の状態におちいった場合でも、憲法典や憲法関連法、あるいは慣習法などでそのような事態への対応があらかじめ定められており、やはり権力の空白は生じないよう、精緻な対応策が統治のメカニズムのなかに編み込まれているのが通常である。

上記のような事例は政治的指導者が持つ「権力」の移行についてであるが、同様のことは立憲君主制国家の場合、「権威」を一身に背負う国家元首たる国王についても当てはまる。彼（彼女）らのその座への就任は、基本的には前国王の死去に伴って生じることであって、前例を踏襲するかたちで権限と権威の移行がなされる。20世紀に入って以降、特にその後半期から21世紀にかけては、オランダやベルギーでは国王が高齢などを理由に自らの意思にもとづいて退位する、いわゆる「生前退位」がなされるようになった。その結果ヨーロッパを中心とする立憲君主制諸国では、生前退位にしても、ここ数十年でその事実上の制度化が進んでいるように思われる⁽¹⁾。たしかに、自らの意思で突然退位したイギリスのエドワード8

(1) 日本でも、2016年（平成28年）8月8日に発出されたビデオ・メッセージ「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」をきっかけに天皇の譲位（いわゆる「生前退位」）についての議論がなされた。政府は「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を設置し、2016年10月から翌年4月まで14回にわたって有識者による議論を重ねたが、その際オランダやベルギーにおける国王の生前退位についても参照されている。詳細は首相官邸ホームページ「第10回 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議議事次第」《https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu_keigen/dai10/gijisidai.html》（2021年11月18日閲覧）における君塚直隆（関東学院大学）の議論などを参照。また関連する研究として、君塚直隆『立憲君主制の現在：日本人は

世（在位1936年1月～12月）のような特殊事例はあるものの、この場合でも王位継承者であるジョージ6世が国王の座を引き継いでおり、そこには時間的な空白はない。イギリス法には「君主は死なず（the King never dies.）」という法諺があるが、加藤紘捷によれば、これは国王が死去した場合など、王位が間断なく「直ちにかつ自動的に」継承者へと引き継がれていくことを示すものである⁽²⁾。

このように考えると政治指導者らの「権力」移行、国王の「権威」の移行いずれにしても、成熟した民主主義国家、立憲君主制国家では、その座が文字通り空白になることは、基本的にはないと考えてよいだろう。

ところがカナダやオーストラリアなど、オランダやベルギーと同様成熟した民主主義国家であり、さらには立憲君主制国家でもある旧英領諸国ではやや状況が異なるように思われる。というのもカナダでは2021年の前半、具体的には1月から7月にかけての半年間、国王の代理を務める総督（Governor General）がハラスメント行為の責任を問われて突如辞任し、総督の座を占めるものが不在という状況になったことで、そのことに伴うさまざまな政治的・憲法的问题が露呈したのである。上述したように、政治的指導者や国王など国家元首については、どのような状況になっても円滑な「権力」あるいは「権威」の移行がなされることがいわば予定されており、その座の空白は生じない。しかし本稿でとりあげるカナダの事例では、総督の唐突の辞任は想定外であって、そのため適切な「権威」の移行がなされたとは言いきれない部分もあり、そのことが原因で政治的混乱が生じたのである。

「象徴天皇」を維持できるか』新潮選書 2018年、水島治郎・君塚直隆編『現代世界の陛下たち：デモクラシーと王室・皇室』ミネルヴァ書房 2018年を参照。

(2) 加藤紘捷『概説 イギリス憲法—由来・展開そしてEU法との相克（第2版）—』勁草書房2015年 196頁を参照。また戒能通厚編『現代イギリス法辞典』新世社 2003年 157頁も参照のこと。

もちろん、総督が病気療養や外国訪問といった何らかの理由で不在になった場合の対応については、本稿でのちに論じるように用意がなかったわけではない。しかしその制度が、今回のような長期にわたる総督の不在という状況で用いられることは、そもそも想定されていなかった。また近年のカナダ政治特有の事情として、連邦議会下院においては過半数を占める政党が存在しない、いわゆるハング・パーラメント（宙ぶらりん議会）状況下であり、少数与党による政権運営を余儀なくされる状況が続いているという政治的不安定さもあいまって、混乱がやや増幅したきらいがある。

本稿の目的は、政治学的・憲法学的観点から、このような総督の突然の辞任（「退場」）と不在とがカナダ政治に与えた影響を分析し、あわせてカナダの立憲君主制と民主主義的枠組みが統治制度として持つ、このような事態における対応メカニズムを考察することにある。その際、カナダ政府のとった対応や、とりえた対応についても、現実の政治過程で提出された批判や論点、そして研究者らが提示した議論をふまえて比較分析することとしたい。

先に“the King never dies.”という法諺にふれたが、それが国王ではなく、カナダ総督の場合はどうのように考えたらよいのか。以下で論じるように、先の法諺に倣っていうならば、“the Governor General never dies.”とはならないのであり、この点にイギリスとは異なる、カナダ立憲君主制の特徴を考えるうえでの重要な論点が存在すると考えられるのである。

1. 2021年7月26日 メアリー・サイモン新総督の就任

2021年7月26日、メアリー・サイモン（Mary Simon）が第三十代カナダ総督に就任した⁽³⁾。サイモンは1947年、北極圏のケベック州ヌナビクに

(3) メアリー・サイモン新総督についての邦語での紹介としては、岸上伸啓「時評 先

生まれた先住民出身者であり、カナダ建国以来初の先住民出身の総督となった。また女性としては、1984年から1990年まで総督の地位にあったジャンヌ・ソヴェ (Jeanne Sauvé) 以来五人目となる。サイモンの父はイギリス系カナダ人で、もとはイギリスの国策植民地会社であったハドソン・ベイ会社の従業員であり、母は先住民である。サイモンはジャーナリストとして、カナダ公共放送 CBC の北極圏地域放送局でラジオ・キャスターを務め、その後ケベック州の北極海地域の先住民団体のさまざまな活動にたずさわった。特筆すべきは、1982年のカナダ憲法改正時、先住民の権利擁護を主張して憲法改正の議論に参加したことである⁽⁴⁾。その後、ブライアン・マルルーニ (Brian Mulroney) 進歩保守党政権時に行われた憲法改正プロセス (1992年のシャーロットタウン協定など) にも先住民を代表して積極的にかかわった⁽⁵⁾。またサイモンは、1994年から2003年にかけてカナダ政府代表の北極圏問題担当大使を務め、北極圏のグリーンランド問題をかかえるデンマークへのカナダ大使 (1999年～2001年) も併任するなどして、デンマークとの北極圏交渉を担った。

サイモンが総督に就任した2021年は、折しもカナダの先住民政策にとってきわめて大きな意味を持つ年でもあった。というのもカナダ西部のブ

住民族出身初のカナダ総督メアリー・サイモン」『日本カナダ学会ニューズレター』第120号 2021年11月がある。

(4) この時の改正は、それまでイギリス議会制定法、つまりイギリス議会にとっては一般法であったカナダ憲法の「カナダ化」(Patriation) を目指したものであった。

(5) これらの憲法改正の動きは、1982年に制定された憲法への反発を強めていた、仏語系が多数を占めるケベック州を憲法体制に取り込むことを目的としたものであり、実際その側面は強かったものの、とくにシャーロットタウン協定では先住民の自治権も明記した点でカナダの先住民政策にとっても大きな転換点となるはずのものであった。なお、これまでの二回の憲法改正はいずれも失敗しており、現在も1982年に発効した憲法典がそのまま維持されている。

リティッシュ・コロンビア州カムループス市にある先住民寄宿舎学校跡から、先住民の子供と思われる215人分の遺骨が発見されたからである。かつてカナダでは、先住民の子供たちを親元から引き離し、主としてカトリック教会が運営する寄宿舎学校（Indian Residential School）でカナダ社会への「同化」を目指した教育が行われていた。幼くして親元から離れた先住民の子供たちは、体罰や性的虐待の犠牲になることも多かったとされ、その多くが死亡するか、あるいは生き残っても精神的なトラウマを抱えたままであるとされる。「文化的ジェノサイド」ともされる寄宿舎学校問題はこれまでもカナダ社会において大きな問題となっており、2008年には「先住民寄宿舎学校に関する真実和解委員会」が設置され、2015年には最終報告書を提出している⁽⁶⁾。しかしカムループス市で発見された遺骨は、これまで死亡の記録すらなかった子供たちのものであるとされ、その後もサスカチュワン州マリエバルで同様に子供たちの遺骨が大量に見つかるなど、真実和解委員会が醸成した和解と癒しムードを一気に打ち消すものとなった。カナダ政府はカトリック教会に調査と謝罪を求め、近くローマ教皇がカナダを訪問することになっている⁽⁷⁾。

このような状況で、カナダ政府は9月30日を「真実と和解の日（National Day for Truth and Reconciliation）」と定め、先住民寄宿舎学校問題で犠牲となった子供たちを悼む日とした。2021年9月30日はその第一回目の日であり、連邦政府主催の追悼式典がサイモンにとって総督としての最初の大きな仕事となった。

(6) カナダの寄宿舎学校問題は、日本でも各紙が詳細に報じている。たとえば「カナダ、先住民学校に215人の遺骨 過去に同化政策、国連「調査を」」『朝日新聞』2021年6月6日朝刊7面など参照。

(7) 「ローマ教皇、カナダへ 先住民学校跡から多数の遺体発見で」『朝日新聞』2021年10月30日朝刊13頁。

ここではサイモンの総督就任にいたるプロセスについて見ておきたい。ジャスティン・トルドー (Justin Trudeau) 首相がサイモンの総督就任内定を明らかにしたのは2021年7月6日の記者会見においてであった。メディアなどでは、次期総督が初の先住民出身者となる可能性が示唆されていたこともあり、実際にそうなることについて歓迎の論調が目立った⁽⁸⁾。トルドー首相はプレス・リリースで、今回の総督の選任については、次期総督選任に関する有識者委員会での議論とアドバイスを受けたものであり、またこの有識者委員会には総督にふさわしいカナダ人についてのリストを連邦首相に提出する役割があったと述べている⁽⁹⁾。なおこの有識者委員会については、ドミニク・ルブラン (Dominic LeBlanc) 枢密院議長兼政府関係大臣のもとに設置される旨、3月12日にプレス・リリースが発出されており、この委員会は三か月超にわたって総督候補者について議論を重ねてきたことになる⁽¹⁰⁾。

(8) たとえばカナダの民放であるCTVの記事を参照。“It’s Time for a First Nations Person to be Governor General: Bellegarde.” *CTV News*, 28 January 2021. 《<https://www.ctvnews.ca/politics/it-s-time-for-a-first-nations-person-to-be-governor-general-bellegarde-1.5286274>》2021年11月21日閲覧。

(9) “Prime Minister Announces The Queen’s Approval of Canada’s Next Governor General.” *Homepage of The Prime Minister of Canada*. 6 July 2021. 《<https://pm.gc.ca/en/news/news-releases/2021/07/06/prime-minister-announces-queens-approval-canadas-next-governor>》2021年11月21日閲覧。

(10) 以下の枢密院プレス・リリースを参照。“Minister LeBlanc Announces Advisory Group to Assist with the Selection of the Next Governor General.” *Government of Canada*. 12 March 2021. 《<https://www.canada.ca/en/democratic-institutions/news/2021/03/minister-leblanc-announces-advisory-group-to-assist-with-the-selection-of-the-next-governor-general.html>》2021年11月21日閲覧。なおプレス・リリースによれば、有識者委員会のメンバーは四名で、そのなかには先住民団体のトップも含まれていた。

サイモンが実際に総督に就任したのは、プレス・リリースから二十日後のことであった。連邦議会上院で行われた就任式典でサイモンは、総督としてさまざまな職務に誠心誠意取り組むとして、「総督公邸であるリドー・ホール (Rideau Hall) はカナダ人にとっての大切な場所であり、カナダ人の多様な価値観や願い、そして多様性を反映させる場所でもある」としたうえで、「総督として、自分のすべての義務として（途中略）倫理観 (ethics) を維持していくことを誓う」と述べた⁽¹¹⁾。

このようにサイモンは就任演説において総督公邸であるリドー・ホールという場所や倫理観という言葉にふれているが、それには理由があると考えられる。というのもこの文面は、前任の総督であるジュリー・ペイエット (Julie Payette) が、リドー・ホールで職員に対する過度な叱責など、いくつかのハラスメント行為を認定された結果、突然の辞任に追い込まれたことを受けてのものと考えられるからである⁽¹²⁾。

(11) 近年のカナダ総督に就くひとびとの暗黙の条件として、カナダの公用語である英語とフランス語のバイリンガルであることが求められる。ところがサイモンは、先住民言語と英語の「バイリンガル」ではあるものの、フランス語は英語に比べると流ちょうではないとされる。この点についての報道として Nancy Wood, "Next Governor General's Inability to Speak French Leaves Francophone Communities Conflicted." *CBC News*, 14 July 2021. 《<https://www.cbc.ca/news/canada/montreal/mary-simon-governor-general-french-1.6101190?cmp=rss>》2021年12月5日閲覧。また総督就任にあたっての演説で、サイモンはカナダのもう一つの公用語であるフランス語をこれから学んでいくと述べ、国民の理解をもとめた。

(12) 実際サイモンは、カナダ公共放送 CBC とのインタビューで、前任の総督が引き起こした問題に直接言及することを避けてはいるものの、総督公邸で働くひとびとの労働環境をよりよいものとすることを誓うと述べている。詳細は Janet Davidson, "What's on Queen Elizabeth's Mind?" *CBC News*, 24 Oct 2021. 《<https://www.cbc.ca/news/world/queen-elizabeth-enigma-hospital-governor-general-mary-may-simon-1.6221220>》2021年11月21日閲覧。

2. ジュリー・ペイエット総督辞任の経緯

サイモンの前任であるペイエットが総督辞任を表明したのは、2021年1月21日のことだった。ペイエットは1963年モンリオールに生まれ、マギル大学やトロント大学で工学等を学んだのち92年にカナダ宇宙庁(CSA)の宇宙飛行士候補に抜擢された。そして国際宇宙ステーションに滞在した最初のカナダ人となり、その功績から2010年にはカナダ勲章(Order of Canada)を授与されている。当然のことながら英仏バイリンガルであり、2017年10月、デーヴィッド・ジョンストン(David Johnston)総督の後任としてトルドー政権下で総督に就任した⁽¹³⁾。しかしそのきらびやかな経歴とは裏腹に、ペイエットをめぐっては総督公邸での職員に対する過度な叱責などハラスメント問題が以前から取りざたされており、連邦政府の枢密院事務局が調査委員会を設置して調べていたところだった。その後公表された報告書は、ペイエットが総督公邸で働くひとびとにとって「有害な環境(toxic environment)」を作っていたことを認めるものだった⁽¹⁴⁾。ペイエットは辞任にあたってのプレス・リリースで「働く人はだれもが健康的な環境で働く権利があったのに、そうではない部分があった」

(13) なお1999年以来、保守党政権下で総督に任命されたジョンストン総督をのぞいて、すべて女性がこの地位に就いている点が特徴的である。

(14) “Report into Julie Payette’s Conduct at Rideau Hall Finds Toxic Environment, Public Humiliations.” *CBC News*, 7 January 2021. 《<https://www.cbc.ca/news/politics/julie-payette-workplace-report-1.5890757>》2021年11月21日閲覧。報告書そのものはハラスメント被害者のプライバシー保護の観点から公表されておらず、CBCが情報公開請求によって入手したものが、黒塗りの部分も含めて上記ページで公開されている。

と謝罪した⁽¹⁵⁾。

調査委員会が報告書を出す直前（辞任を表明する前日の20日）、ペイエットはトルドー首相と会談し辞任の意思を伝えた⁽¹⁶⁾。実際には、トルドー首相が報告書の概要をペイエットに伝え、彼女に対して自発的に総督を辞任するよう促したとされる。これはトルドー首相による、事実上の総督「解任通告」であったと理解することも可能であろう。翌日トルドー首相はカナダ国王であるエリザベス女王に電話して状況について説明するとともに、あわせて総督の職務を代行する Administrator に、連邦最高裁判所のリチャード・ワグナー（Richard Wagner）長官が就くことも伝えたとされる⁽¹⁷⁾。ワグナー長官は1月23日、宣誓を行い Administrator の地位に就い

(15) “Read Julie Payette’s Full Statement on Her Decision to Resign as Governor General.” *CBC News*, 21 January 2021. 《<https://www.cbc.ca/news/politics/julie-payette-full-statement-governor-general-resignation-rideau-hall-1.5882916>》2021年11月21日閲覧。

(16) 総督が任期満了を待たずになんらかの責任を問われて辞任する事例は、同じく旧英領植民地であるオーストラリアでも2003年に起こっている。ペーター・ホリングワース（Peter Hollingworth）は総督就任前、聖公会ブリスベン主教だった当時の児童へのセクシャル・ハラスメントの責任を問われ辞任に追い込まれている。詳細は Anne Twomey, *The Veiled Sceptre: Reserve Powers of Heads of State in Westminster Systems* (Melbourne: Cambridge University Press, 2018), 811-813. を参照。

(17) “Trudeau Speaks to the Queen after Payette’s Resignation as Governor General.” *Bloomberg Canada*, 22 January 2021. 《<https://www.bnnbloomberg.ca/trudeau-speaks-to-the-queen-after-payette-s-resignation-as-governor-general-1.1552596>》2021年11月22日閲覧。この記事によれば、エリザベス女王はこの件に関してカナダ政府と緊密に連絡を取っており、対応をカナダ政府に一任したという。トルドー首相はイギリスで開催されたG7サミットでも女王に面会し、次期総督の選考状況についても伝えている。“Trudeau Consults Queen on Process for Picking a New Governor General. PM Had a Virtual Audience with the Queen on Friday during the G7 Summit in the U.K.” *CBC News*, 11 June 2021. 《<https://www.cbc.ca/news/politics/>

た⁽¹⁸⁾。

これまで総督が辞任することがなかったわけではない。しかしそれは主として病気等を理由としたものであった。本稿で取り上げる事例のように、ほぼなんの前触れもなく、しかもスキャンダルを理由に突如辞任するといった事態は前代未聞のことであった。

3. 総督、そして総督の「代理」？ Administrator について

そもそも総督はカナダ国王であるエリザベス女王の代理として、女王がカナダを「留守」にしているあいだ国事行為をつかさどる立場にある。連邦最高裁のワグナー長官は、言うならば国王の「代理」である総督の「代理」という、やや混乱を生じさせるようなポジションに就いたことにな

justin-trudeau-virtual-audience-queen-governor-general-1.6062338》2021年11月23日閲覧。

(18) カナダ全国紙である保守系の *National Post* 紙の報道では、総督が死去したり、あるいは職務執行不能におちいった時、自動的に (automatically) にその職務がカナダ連邦最高裁長官に引き継がれるとされているものの、カナダ連邦議会図書館がまとめたサイトによればそうではないとされる。すなわち、Administrator 就任にあたっては宣誓 (oath) が必須であり、そのため総督の地位が不在になってから、Administrator が就任するまでは時間的な乖離が論理的にはありえる。詳細については、Library of Parliament, “Hill Notes: Quick Reads on Canadian Topics: The Role of the Administrator as the Crown’s Representative.” 《<https://hillnotes.ca/2021/02/10/the-role-of-the-administrator-as-the-crowns-representative/>》2021年11月23日閲覧を参照。また *National Post* 紙の記事については以下を参照。“Canada is Approaching Four Months without a Governor General. Can We Do That?” *National Post*, 10 May 2021. 《<https://nationalpost.com/news/canada/canada-is-approaching-four-months-without-a-governor-general-can-we-do-that/>》2021年12月10日閲覧。

る⁽¹⁹⁾。

それでは、この総督の「職務代理者」である Administrator とは、法的にどのように位置づけられるのだろうか。また、その役割と権利能力は総督と全く同じなのであろうか。この点について考察する前に、まずはカナダ政治における総督の法的・政治的位置づけについて概観しておくこととしたい。

3.1. 国王の「代理」としてのカナダ総督の法的・政治的位置づけ

現在のカナダ憲法の一部を構成する 1867 年憲法法律（1867 Constitutional Act）では、第 9 条で国王の権限が確認された後、第 10 条で総督について定めている。カナダ総督は、首相の助言にもとづいて、国王が任命することとなっている⁽²⁰⁾。総督の任期は通常 5 年であるが、それが 7 年に延長されることもある⁽²¹⁾。そして確立された憲法慣習により、総督は連邦議会下院の多数派を占める首相と内閣の助言にもとづいて行動することが求められる⁽²²⁾。また国王が持つ権限はすべて総督が行使することとされ、国王に残された唯一の権限が総督の任命と解任であるとされる⁽²³⁾。

かつては、イギリス国王がイギリスの政府首脳らの助言にもとづいて総督を任命していた。それが 1926 年の帝国会議でだされた「バルフォア報

(19) Administrator の邦語訳もなかなかむずかしいところがあるが、本稿ではひとまず「職務代理者」としておきたい。なお本稿中ではそのまま Administrator という言葉を用いることとする。

(20) Peter W. Hogg, *Constitutional law of Canada* (Scarborough: Thomson Carswell, 2006) 268.

(21) Patrick J. Monahan & Byron Shaw, *Constitutional Law: 4th Edition* (Toronto: Irwin Law, 2013) 57.

(22) Ibid., 66.

(23) Ibid., 60.

告書」によって、植民地へ派遣されたイギリス政府の代表・官吏という総督の位置づけがなくなった⁽²⁴⁾。さらに1930年の帝国会議では、総督の任命が植民地それぞれの政府の助言によってなされることが確認され、その結果、以後すべての総督がカナダ首相の助言にもとづき任命されるようになり、国王はそれをそのまま追認するのみで任命する枠組みとなった⁽²⁵⁾。1952年には、カナダ人のヴィンセント・マッシー（Vincent Massey）が総督に就任し、いわば総督制度の「カナダ化」がなされた⁽²⁶⁾。

こんにちでは総督に実質的権限はほとんどないとされ、カナダ国民統合のための象徴的な意味合いが強い⁽²⁷⁾。そのためカナダの国是である多文化主義を表象するようひとつと、具体的にはエスニック・マイノリティや女性が総督の地位に就くことが多い。

ただ先に述べたように、21世紀に入ってから、連邦議会下院でどの党も過半数を確保できず、その結果少数与党内閣による政権運営が余儀なくされる状況が時として生じるようになってきている。そのような状況のなかいくつかの政治的局面で、総督が実質的な政治的権限を行使せざるを得ない状況も散見されるようになってきている点に留意が必要であろう⁽²⁸⁾。

(24) Hogg, 268.

(25) Ibid.

(26) 総督の「カナダ化」の経緯と来歴については、邦語で田中俊弘「総督権限の変遷とカナダの発展：連邦結成から大戦間期へ」『麗澤大学紀要』第79巻 2004年を参照。

(27) カナダではかつて1926年に、ビング総督がマッケンジー・キング首相を解任するという事件があった（キング・ビング事件）。詳細については、高野麻衣子「総督の権限とカナダ連邦政治：1926年キング-ビング事件と進歩党を中心に」『共立国際研究：共立女子大学国際学部紀要』第36号 2019年を参照。

(28) 少数与党政権下での不安定な議会対応を迫られた結果、野党が連合して政府に不信任案を突き付け、その可決を避けるために政府が議会の停会（Prorogation）を総督に対して要請した、2008年のいわゆる「憲法危機（Constitutional Crisis）」騒動については、岡田健太郎「カナダ政治における連邦総督の地位—2008年連邦議会停会

3.2. 総督の「代理」としての Administrator の法的・政治的位置づけ

総督の憲法的位置づけやその役割についての研究は、憲法学、政治学ともに主流ではないものの、これまで論じられてきたテーマのひとつではある。総督はカナダ政治において象徴的な位置づけにとどまるが、だからこそカナダ立憲君主制の中核をなすともいえ、そのようなカナダ政体を理解するために、憲法学の教科書でも国王や総督、州総督についてそれなりにページを割いて論じられている。他方、総督の「代理」である Administrator について言及している論考や憲法学教科書は極めて少ないし、説明があっても数行にとどまる⁽²⁹⁾。

騒動を事例に一』『神奈川県立国際言語文化アカデミア紀要』第三号 2014年を参照。また総督による首相の任命については、岡田健太郎「ハング・パラメント状況下での政権形成におけるカナダ立憲君主制の役割と作用—近年のカナダにおける選挙を事例に一』『カナダ研究年報』第41巻 2021年を参照のこと。なおこの論文では、カナダのブリティッシュ・コロンビア州における州首相の任命をめぐって2017年に生じた問題を論じている。カナダ各州は政治制度として議院内閣制を採用しており、各州にはカナダ国王の代理として州総督（Lieutenant Governor：邦語では副総督と訳されることも多い）がおり、連邦と同様各州でも立憲君主制メカニズムが作動していることが特徴的である。つまりカナダの州の政治制度は連邦の政治制度とほぼ同一と言ってもよい。2017年にブリティッシュ・コロンビア州で生じた問題は、州議会選挙でどの党も過半数を得られず、第一党と第二党が政権の座をめぐって一步も譲らなかった状況下で、最終的には州総督が実質的に州首相の選任をせざるを得なくなったことから生じたものである。首相の任命をめぐるとこのような混乱は、同じく議院内閣制を採用している以上、論理的には連邦政治レベルでも生じうる。なおカナダではイギリスと同様、議会で首相を選ぶ（指名する）首班指名選挙がない。つまり憲法慣習として、連邦・州レベル双方で前任首相が後任を総督に推薦し、それを受けて総督が新首相を任命するという慣行が維持されてきた。この慣行そのものが、安定した二大政党制を前提としたものであって、有権者の価値観の多様化に伴う多党化傾向が続くカナダにおいていつまでも作動するとも限らないと考えられるのである。

(29) Hogg, 267. Monahan & Shaw, 57. なお J. R. Mallory, *The Structure of Canadian*

今回のワグナー連邦最高裁長官による職務代行は、憲法的には1947年にジョージ6世が発した国王勅許 (the Letters Patent 1947) にもとづく措置である⁽³⁰⁾。この国王勅許第13条では、総督が死去した場合、職務不能におちいった場合、総督がその地位から解任 (removal) された場合、総督が不在の場合は、連邦最高裁判所長官が総督の権限を持つとしている。また連邦最高裁長官が死去したり、あるいは職務不能におちいった場合についても定めており、その場合はもっとも在任期間の長い最高裁判事がその権限を持つとされ、そのような立場に就くものを Our Administrator と呼ぶとしている⁽³¹⁾。

Administrator という地位は、この1947年の国王勅許をもって初めて制度化されたものではなく、これまで実際に運用されていたメカニズムを追認するものであった⁽³²⁾。国王勅許が発布される以前は、それぞれ個別の状況に応じて国王が Administrator を任命するとされていた。また歴史的に Administrator の任命はそれほど珍しいものではなく、任命理由が確認できないものも多いが、基本的には総督の職務不能が大きな理由と考えられる⁽³³⁾。州レベルにおいても、州総督が職務不能におちいった場合は、

Government, Revised Edition (Toronto: Gage, 1984) 63-65は例外的に、Administrator について数ページを割いて解説している。これはこの本の初版が出た1975年前後に、総督の病気療養などがあって、実際に Administrator が任命されたことなどを反映したものであろう。

(30) The Letters Patent Constituting the Office of Governor General and Commander-in-Chief of Canada No31 (1947), R.S.C. なおカナダは旧宗主国イギリスと異なり成文憲法典を持つ国であるものの、Administrator に関する規定はそこにはない。かつて発布された国王勅許なども、憲法の一部を構成する憲法関連法と考えてよい。

(31) *Ibid.*, 3. ホッグによれば、この国王勅許には州総督が不在になった際の規定がなく、その点ミスリーディングであるという。Hogg, 267を参照。

(32) Library of Parliament, 前掲サイト参照。

(33) *Ibid.*

Provincial Administrator という制度が用意されており、たとえばオンタリオ州の場合、州裁判所長官か、あるいはもっとも在任期間の長い州裁判所判事が任命されることになっている⁽³⁴⁾。なお旧英領諸国のあいだでも違いがあり、総督が不在となった場合ニュージーランドはカナダと同様最高裁長官か、あるいはもっとも在任期間の長い最高裁判事が Administrator の地位に就くが、オーストラリアでは、もっとも長くその職にある州総督 (State Governor) がその地位に就くこととなっている⁽³⁵⁾。

カナダ総督府ホームページにある Administrator に関する資料によれば、総督の外国公式訪問や病気による職務不能が生じた際に Administrator が任命されている。たとえば2005年7月8日から22日まで、当時のエイドリアン・クラークソン (Adrienne Clarkson) 総督が入院したため、ベヴァリー・マクラクリン (Beverly McLachlin) 最高裁長官が Administrator として職務を代行している。また2005年9月27日はクラークソン総督が任期を終える日であったが、この日次期総督であるミカエル・ジャン (Michaëlle Jean) が儀式を終えて総督に就任するまでの十数時間、カナダ最高裁判事が Administrator に任命されたこともある⁽³⁶⁾。

他方、Administrator による総督職務の代行が長期に及んだものとしては、たとえば今回のペイエット総督辞任の以外に1974年のボラ・ラスキン (Bora Laskin) 最高裁長官によるものがあり、この時には7月2日から12月6日まで半年近くに及んだ。これは当時のジュール・レジェ (Jules Léger) 総督が6月8日に脳梗塞で倒れ、早期の体調回復が困難であると思われたことによる。カナダでは総督が倒れた直後に連邦議会下院総選挙が実施され、Administrator となったラスキンが、連邦議会上院で施政方

(34) Ibid.

(35) Ibid.

(36) Ibid.

針演説に該当する女王演説 (Speech From the Throne) を総督にかわって行った⁽³⁷⁾。またラスキンは Administrator としての仕事が長期にわたることを考え、同じく最高裁判事であるウィシャート・F. スペンス (Wishart F. Spence) を補佐 (Deputy) に任命している⁽³⁸⁾。

また1959年から1967年まで総督の地位にあったジョルジュ・ヴァニエ (Georges Philias Vanier) は任期中病気がちでもあり、結局在任中に死去した。1963年5月16日、体調不良で連邦議会上院での施政方針演説ができなかったときには、最高裁長官が同日の6時間だけ Administrator に任命され、かわりに施政方針演説を行っている⁽³⁹⁾。さらにヴァニエが1967年3月6日に死去したのち、同日から4月17日まで、やはり最高裁長官が Administrator となっている⁽⁴⁰⁾。

これらの事例から考えると、Administrator による総督職務の代行は基本的にはそれほど長い期間ではなく、あくまでも短期のリリーフとして想定されていると見てよい。総督の病気や外遊などに際しての、あくまでも期間の決まった短期の臨時職務代理が念頭にあると考えられ、今回のように終わりが見えないような状況下での役割は想定されていないように見

(37) Ibid. カナダ総督府のレジェ総督を紹介するページによれば、レジェの妻が精力的に総督の職務をサポートし、彼女も連邦議会での施政方針演説を一部代読するなどしたという。総督府にある公式肖像画は彼女のサポートをたたえ、夫妻での肖像画となっている。詳細はカナダ総督府ホームページ《<https://www.gg.ca/en/governor-general/former-governors-general/jules-leger>》2021年11月27日閲覧を参照。また *National Post* 紙の前掲記事を参照。

(38) このポジションは先にふれた1947年の国王勅許で定められたものである。

(39) カナダ総督府ホームページによる Administrator についての紹介を参照。《<https://www.gg.ca/en/resource-centre/administrator-government-canada>》2021年11月28日閲覧。

(40) Ibid.

受けられるのである⁽⁴¹⁾。

4. 総督の不在がもたらすもの

総督が不在となっても、宣誓をへてすぐに Administrator が任命されることにより、カナダ政体における総督に由来する基本的な権限の行使については、その継続性が担保されることは先に述べた通りである⁽⁴²⁾。実際、Administrator の権限は総督のそれと全く同一であるとされ、具体的には法律案への署名、連邦議会下院の解散、連邦首相の任命、連邦議会開会宣言、州総督の任命など、総督が持つ権能はすべて Administrator にあるとされる⁽⁴³⁾。したがって一見すると、総督の不在が実際の政治過程にはほぼ全く影響を及ぼさないようにも思われる。しかし、憲法学的、あるいは政治学的観点から、いくつかの問題点が指摘されていることもまた事実である。ここではそれらの論点について考えてみることにしたい。

4.1. 外交ツールとしての総督による外国公式訪問

総督の重要な役割のひとつが国賓としての外国公式訪問である⁽⁴⁴⁾。サイモンも総督就任直後の10月、さっそくドイツを公式訪問している。また2019年、バイエツトは合計12回の外国訪問を行うなど、外遊が総督にとっ

(41) John Ibbitson, “Canada Needs a New Governor-General Now.” *The Globe and Mail*, 28 June 2021, A4.

(42) Ibid.

(43) Ibid.

(44) “Canada is Approaching Four Months without a Governor General. Can We Do That?” *National Post*, 10 May 2021. 《<https://nationalpost.com/news/canada/canada-is-approaching-four-months-without-a-governor-general-can-we-do-that>》2021年12月17日閲覧。

てかなり大きな仕事となっていることがわかる⁽⁴⁵⁾。外国への公式訪問は、もちろん総督のイニシアチブによるものではなく、すべて政府の政治判断によるものであり、そこには大きな意味があるとされる⁽⁴⁶⁾。すなわち首相ら政治家が外国訪問の時間が取れない場合、あるいは政治的に難しい問題を引き起こしうる場合なども勘案し、政治的に中立であって、しかも国王の代理というきわめて高いランクの立場をもって総督が外国訪問をすることは、カナダにとって重要な戦略的外交ツールとなっているのである⁽⁴⁷⁾。つまり、実質的な協議や会談等が必要となる外交上重要な問題がある場合は首相、あるいは外相が実際に外国を訪問するが、儀礼的なものについては政府判断で総督が対応するという、一種の役割分担がなされているということになる⁽⁴⁸⁾。

実際の政治的権限を持たないからこそ、カナダ多文化主義と、そしてこれまでカナダが尽力してきた平和維持活動などの平和的なイメージを体现する存在としての総督による外国訪問が、カナダの外交にとってそれなりに大きな意味を持っているということもできよう⁽⁴⁹⁾。しかし総督不在の間

(45) Ibid.

(46) Ibid.

(47) Ibid.

(48) Ibid.

(49) 総督による外国訪問の意義については、カナダではメディア等で論じられるにとどまり、この点についての研究は今のところ見当たらない。日本では近年皇室外交という観点からその意義を考察する研究がなされており、カナダの事例（「総督外交」？）を考えるうえでもきわめて示唆的に富む。たとえば舟橋正真『皇室外交』と象徴天皇制 1960～1975年：昭和天皇訪欧から訪米へ』吉田書店 2019年や、茶谷誠一編『象徴天皇制のゆくえ』志學館大学出版会 2020年所収論文のうち、茶谷誠一「第一章 検証・象徴天皇制下における「天皇外交」——一九五一年の鳩山・ダレス会談と昭和天皇の関与——」や舟橋正真「第二章 象徴天皇制下の「皇室外交」——象徴天皇の意思にみるポリティクス——」などを参照。また君塚直隆は、首相や大統領、外相らによ

は、総督という重要な外交ツールを使えないということになってしまうのである。

4.2. Administrator とカナダ最高裁長官のあいだに生じうる利益相反の可能性

ここまで繰り返しふれてきたように、カナダ総督には実質的な政治的権限はなく、象徴的な地位にとどまるものとされる。他方、Administrator となるカナダ最高裁長官は言うまでもなく三権の長であり、法解釈の最終権限をつかさどる場所である司法のトップとして、実質的な権限を持つ存在である。このように Administrator (象徴的地位) と連邦最高裁長官 (実質的権限保持者) とのあいだに権限の乖離が存在することから、場合によっては利益相反が生じる可能性が指摘されている。

連邦議会で可決された法案は、最終的に総督 (あるいは Administrator) が署名することで公布され実効性を持つ。これは総督とその代理である Administrator が等しく持つ権限であり、署名のプロセスは Royal Assent (国王の裁可) と呼ばれる。このプロセスはあくまでも形式的な権限にもとづくものであることから、何ら問題は生じないようにも見える。

ところがクイーンズ大学の憲法学者マーク・ウォルターズ (Mark Walters) は、仮に最高裁長官の Administrator 在任が長期にわたった場合に生じうる利益相反の可能性について懸念を示している。というのも、Administrator たる最高裁長官が署名して公布された法律が、のちになんらかの法的問題を引き起こして法廷の場に持ち込まれ、そしてその争いが最高裁にまでいった場合、最高裁長官はどのように対応すべきかという

る「ハード外交」と対比しつつ、皇室外交には長期にわたって継続性のある「ソフト外交」としての意義があると論じている。この点については君塚 前掲書 252-255頁を参照。

理論的問題が生じる蓋然性があるからである⁽⁵⁰⁾。つまり Administrator 在任が長期にわたった場合、争いのもととなった法律を解釈する最終権限者（最高裁長官）と、その法律を公布した者（Administrator）とが同一になってしまうという、いわばトートロジー（同語反復）のような問題が生じてしまうことになる⁽⁵¹⁾。このような状況が生じた場合、おそらく最高裁長官は法廷でみずからを忌避（recuse）すべきかどうかとも問題となりうる。ウォルターズは Administrator と最高裁判事との仕事の両立は困難であると示唆している。すなわち、仮に忌避を選択しなくとも、自分が裁可した法律になんらかの解釈や法的意見を述べることはできないとするのである⁽⁵²⁾。

この点については、総督やカナダ立憲君主制を専門とするカールトン大学の政治学者フィリップ・ラガッセ（Philippe Lagassé）も同様の指摘をしている。すなわち、最高裁長官を Administrator とすることを明示した国王勅許が出された1947年当時、カナダ最高裁はカナダの最終審ではなく、イギリスの枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）が最終審であった。カナダ最高裁が文字通り最終審となって以降、特にカナダ憲法が改正された1982年以降について、1947年発布の国王勅許を従前のまま運用して最高裁長官を Administrator の地位にあてることは、こんにちのカナダ政治の現実にそぐわないとするのである⁽⁵³⁾。

このような利益相反的状况を防ぐひとつの方法として、憲法を専門とする弁護士であるスジット・チョウドリ（Sujit Choudhry）は、

⁽⁵⁰⁾ John Ibbitson, *The Globe and Mail*, 前掲記事。

⁽⁵¹⁾ *National Post*, 前掲記事。

⁽⁵²⁾ Ibid.

⁽⁵³⁾ Shannon Proudfoot, "What Happens When There's no Governor General?" *Maclean's Magazine*, 21 January 2021. 《<https://www.macleans.ca/politics/ottawa/what-happens-when-theres-no-governor-general/>》2021年12月5日閲覧。

Administrator のポジションには最高裁長官ではなく、オーストラリアと同様、州総督を任命するか、あるいは新たに総督代理のポストを置くことを提案している⁵⁴⁾。総督やその代理には、政治的な中立性をもとめられることを念頭に置いた、ひとつの示唆であるといえよう。

4.3. 候補者の身元調査の「制度化」

ペイエットの辞任は現実政治の場においてもさまざまな論点を提示することとなった。野党保守党のエリン・オトゥール (Erin O'Toole) 党首は、ペイエットが総督に選任されたプロセスや、そもそもトルドー首相がなぜこの人物を任命したのか調べるべきだと批判した⁵⁵⁾。さらにオトゥールは、少数与党政権である現状をふまえてトルドー首相は新たな総督の任命について野党と協議すべきであるとし、高位公職者任命委員会 (Advisory Committee on Vice-Regal Appointments) を再度設置して、総督など名誉職の任命にあたって透明性を確保すべきだとした⁵⁶⁾。この委員会はステー

54) Ibid.

55) Ashley Burke & Kristen Everson, "Payette Stepping Down as Governor General after Blistering Report on Rideau Hall Work Environment." *CBC News*, 21 January 2021. 《<https://www.cbc.ca/news/politics/governor-general-payette-step-down-1.5882675>》2021年12月5日閲覧。

56) たとえばペイエットの前任であるジョンストンが総督に選任された際、当時のハーパー政権はアド・ホックなかたちではあるが、委員会を設置して総督候補者のセレクションをすすめた。その後ハーパー政権は正式に委員会組織を立ち上げることとなった。"New Panel to Ensure 'Non-Partisan' Vice Regal Appointments." *CBC News*, 5 November 2012. 《<https://www.cbc.ca/news/politics/new-panel-to-ensure-non-partisan-vice-regal-appointments-1.1221643>》2021年11月28日閲覧。カナダ首相府プレス・リリース "New Advisory Committee on Vice-Regal Appointments." 4 November 2012. 《<https://www.canada.ca/en/news/archive/2012/11/new-advisory-committee-vice-regal-appointments.html>》2021年11月28日閲覧。

ブン・ハーパー保守党政権時代に設置されたものの、トルドー政権になってからは事実上休眠状態にあった⁽⁵⁷⁾。トルドー首相やルブラン枢密院議長がペイエットの後任総督の選任に先立って選考委員会を立ち上げた点については先にふれたが、それはオトゥールらの批判をうけてのものであった。またルブランは、ペイエット総督辞任という失敗 (debacle) をふまえて、高位公職者候補の身元調査 (Vetting) の必要性についてもふれている⁽⁵⁸⁾。ペイエットが総督に選任された際、その身元調査が不十分であったとされ、たとえば同じく宇宙飛行士経験者で当時トルドー内閣運輸大臣でもあったマーク・ガーノウ (Marc Garneau) への聞き取りなどもなされなかったという⁽⁵⁹⁾。

4.4. カナダ政治の不安定化の可能性—総督不在下の少数与党政権をめぐって—

では総督の不在——それはカナダにおける権威の「空位」といってもいいのかもしれないが——このことは現実のカナダ政治にどのような影響があるのだろうか。この点については現在でも議論が続いており、ここでは識者がこれまで提示してきた論点を整理することにとどめたい。議論のポ

⁽⁵⁷⁾ ハーバー政権は、ポピュリズムのスタンスからカナダ政治の「民主化」を進めようとしたことで知られる。すなわち任命制である連邦議会上院の改革や、首相による事実上の任命のみによっていた最高裁長官や判事をはじめとする裁判官選任プロセスに連邦議会での審査などを加えようとしたのである。このような保守党政権による「民主化」のうごきについては岡田健太郎「カナダにおける新しい保守主義の隆盛—「レッド・トーリー」から新自由主義へ—」『神奈川県立国際言語文化アカデミア紀要』第二巻 2013年を参照。

⁽⁵⁸⁾ *Canadian Press*, 前掲記事参照。

⁽⁵⁹⁾ “Why did Julie Payette Quit as Governor-General? A Primer” *The Globe & Mail*, 16 June 2021.

イントはおおきくはふたつあると考えられる。

まずひとつめのポイントとして、連邦議会下院でどの党も過半数に満たない少数与党政権のもとでの総督の位置づけと役割について考える必要がある。ペイエットが辞任した当時のトルドー政権は、連邦議会下院で過半数に満たない少数与党での政権運営を強いられており、数字の上では不信任がいつでも起こりうる状況にあった。マギル大学のダニエル・ベラン (Daniel Béland) は、総督にはカナダ政治のなかで憲法上重要な役割があると指摘し、そしてそれは少数与党政権の時こそ重大性を帯びると指摘している⁽⁶⁰⁾。たとえば先にふれた「憲法危機」では、野党三党による不信任案可決を避けようとしたハーバー首相はミカエル・ジャン総督に議会停会を要請し、総督が結局それを受け入れたことはいまだ記憶に新しい。少数与党政権という不安定な政治情勢のなかで、この時ジャン総督は首相による議会停会要請を受け入れるか、あるいはそれを拒み、結果として野党連合の不信任案可決へと道をひらくのか、カナダ政治の行く末に大きく影響するような実質的判断を迫られたことになる。

ベランはこの事例を示しつつ、総督が議会解散や法案の裁可などで首相のアドバイスにもとづいて、さまざまな政治的な出来事の「引き金」を引く立場であり、そのような重大な政治的帰結をもたらすことを、総督の職務代理者にすぎない最高裁長官が果たしてなしうるのかと問いかけたので

(60) Christopher Nardi, "Absence of a Governor General in a Minority Government Situation 'Completely Untenable,' Scholar Says." *National Post*, 21 January 2021. 《<https://nationalpost.com/news/politics/absence-of-a-governor-general-in-a-minority-government-situation-completely-untenable-scholar-says>》2021年12月5日閲覧。なお、岡田健太郎「カナダの解散権—連邦制と立憲君主制のはざまで—」『生活経済政策』第280号、2020年5月は連邦議会下院や州議会の解散および解散権について、特に少数与党政権下でのその行使に注目して論じている。

あった⁽⁶¹⁾。

先にも述べたように、Administrator の地位にある最高裁長官は、三権のうち司法府のトップとして実質的な権限を持つ。ベランは、そのような立場にある最高裁長官が、首相の助言にもとづいて Administrator の立場で連邦議会下院を解散することが、とりわけ少数与党による政権運営が続いている現状では政治的な混乱を生み出してしまうことを強く懸念している⁽⁶²⁾。ベランは、現下の政治状況ではできるだけ速やかに次期総督を選任すべきであって、Administrator たる最高裁長官に議会の解散をさせてはならないとするのである⁽⁶³⁾。

ふたつめのポイントは、総督の解任という究極の選択をめぐってのものである。仮定の仮定ではあるものの、たとえばペイエットが総督辞任を拒否した場合どうなっていたか。本稿冒頭でもふれた通り、カナダ国王の権限はほぼすべて総督が行使することになっており、国王に残された唯一の権限が総督の任命と解任である。つまり憲法慣習上総督を解任できるのは、カナダ国王であるエリザベス女王のみである。したがって、あくまでも想像の域をでないものの、ペイエットが総督辞任を拒否した場合、エリザベス女王がカナダ政治の前面に直接出てこざるをえない局面もありえた。こういった事態は夢想にすぎないと一笑に付すわけにもいかない。というのも先の「憲法危機」では、仮にジャン総督が停会要請を拒否した場合、ハーパー首相はジャンの総督解任をも念頭においていたとされるからである⁽⁶⁴⁾。

(61) Ibid.

(62) Ibid.

(63) Ibid.

(64) Lawrence Martin, *Harperland: The Politics of Control* (Toronto: Viking Canada, 2010), 188-189. なお、同書によればハーパー首相によるジャン総督解任の可能性は、あくまでも選択肢のひとつとして保守党政権首脳のあいだでシミュレーションがなさ

これまで、先述のように総督が首相を解任することはあったものの、逆に総督が解任されるというような事件は旧英領諸国でもほとんどなかった⁽⁶⁵⁾。仮に総督を解任するような事態にまでいった場合、それは首相の助言を得て国王が行うことになるが、そのような事態は現代カナダ政治においても、同じく旧英領諸国であるオーストラリアやニュージーランドにおいてもこれまで例がない⁽⁶⁶⁾。

国王は首相の総督解任要求を拒むことができるのか。政府で長らく総督や州総督の儀典実務にかかわり、カナダ立憲君主制の専門家でもあるD. マイケル・ジャクソン (D. Michael Jackson) は、この点について以下のように示唆している⁽⁶⁷⁾。すなわち一般論としては、仮に首相から国王に対

れていたようであり、このことを示す一次資料はない。さらに同書によれば、ジャン総督にはその地位に付随する歴史的慣習により、みずからの行動について事実関係をいちいちつまびらかにする必要はないとされる。ジャンが自伝やインタビュー等で自発的に説明しない限り、事実関係は明らかにならないと思われる。この点については、ブリティッシュ・コロンビア州総督が州政治の混乱に際して、州首相を解任する寸前までいった事件にふれた岡田健太郎 (2021) 前掲論文のうち、特に29頁と31頁を参照のこと。

(65) エリザベス女王を君主に戴く旧英領諸国のうち、実際に総督が解任されたことがあるのはカリブ海のセントルシア (1982年)、セントクリストファー・ネイビス (1981年、2015年) など、政治的に不安定な小国のみである。これらの事例については Twomey, 前掲書 767-811を参照のこと。

(66) オーストラリアのクイーンズランド州では、1975年に州総督が政治的な発言をとがめられ、解任される直前だったとされる。ただこの事例は、総督と首相とが激しく対立する政治緊張状態に由来するところが大きく、結局総督が首相を解任した結果、州総督が解任されることはなかった。詳細については Twomey, 前掲書 785-787参照。

(67) Mark Gollom, "Can You fire a Governor General? Questions Swirl about Julie Payette's Future after Allegations of Bullying, Bad Behaviour and Privacy Demands." *CBC News*, 11 August 2020. 《<https://www.cbc.ca/news/canada/julie-payette>》

しての総督解任要求があっても即座に要求を受入れず、その状況を憲法的な非常事態とみなして一呼吸置く (give pause) のではないか⁽⁶⁸⁾。なぜなら総督は首相を解任できる立場であることから、首相が総督解任を国王に上奏してきた場合、首相は総督によってその地位を解任されることを拒み、自らの政治生命の延命を図ろうとしていると考えられるからである⁽⁶⁹⁾。ジャクソンによれば、1975年のオーストラリア憲法危機はまさにその典型であった。ジョン・カー総督はゴフ・ウィットラム首相を解任したが、このときウィットラム首相は先んじてエリザベス女王に対してカー総督解任の上奏をしようとしたとの憶測もあったという⁽⁷⁰⁾。

このような事例は、あくまでも政治的混乱に由来する総督と首相との抜き差しならない対立を念頭に置いたものであるといえよう。しかし今回のカナダの事例のように、ハラスメント問題という倫理的な問題を起こした総督が辞任を拒んだ場合、どのように対応するのか実際には不明確な部分も多い。

総督が辞任を拒んだ場合について、ラガッセはある可能性を示唆している。すなわち、総督が職務不能状態となった場合を想定して、カナダの立憲君主制にあらたに摂政 (Regent) 制度を創設することもひとつの方法であるとしているのである⁽⁷¹⁾。先にふれたチョウドリの議論と同様、非常事

governor-general-queen-buckingham-palace-1.5680484》2021年12月17日閲覧。

(68) Ibid.

(69) Ibid.

(70) Ibid.

(71) ラガッセの2020年7月28日付ブログ記事を参照。Philippe Lagassé, “Wayward Governors General and the Need for a Canadian Regency Act.” (<https://lagassep.com/2020/07/28/wayward-governors-generals-and-the-need-for-a-canadian-regency-act/>) 2021年12月10日閲覧。ただ、摂政制度を創設した場合、総督と摂政 (Regent) が法的に全く同一の権限を持つかどうかについて、今後さらなる検討の余地がある

態が生じた際への対応として、有用な議論であるといえるのではないか。

いずれにしても、今回の騒動はふだん想定しないような、こういったさまざまな問いかけまでも顕在化させたのである。

まとめにかえて

トルドー政権はサイモン新総督が就任した直後、連邦議会下院を解散して総選挙に打って出た。少数与党政権のもと、総督不在の状況で議会解散や総選挙を行うべきではないとする批判的論調や、総選挙を実施するなら新たな総督を選任してからといった議論に配慮したかたちとなった。

トルドー首相は2021年9月に行われた総選挙で自由党の単独過半数を目指したが、コロナ渦での選挙戦となったことへの批判もあり、結局選挙前と変わらず自由党単独での少数与党による政権運営が継続することとなった。カナダにおいて少数与党政権が例外的な事例ではなくなりつつあるこんにち、総督をめぐる議論もまた、そのようなあらたな条件のもとで再考される必要がさらに認識されつつあるように見受けられる。

また今回の総督辞任劇は、カナダ立憲君主制を研究してきたものにとっては、まさに冷や水を浴びせられるような事態であった。これまでカナダ現代政治において、総督や州総督といったイギリスに由来する立憲君主制

う。その際、そもそもイギリスや旧英領諸国においても摂政制度についての研究は少ないことにも留意する必要がある。なお日本の、しかも大日本帝国時代に摂政制度にふれた文献として、大日本帝国憲法の概説書である美濃部達吉『憲法講話』岩波書店2018年（原著は1912年。1918年に改訂されたものが2018年に復刻）112-121頁を参照。なお美濃部によれば、大日本帝国憲法の枠組みでは「ほぼ全ての大権はみな摂政が天皇の名において行われる（112頁）」が、「ただその例外として憲法および皇室典範の改正のみは摂政を置く間はこれを為すことを得ないことに制限されて（112頁）」いるという。

の枠組みは、カナダの民主主義的価値観と対立するものではなく、むしろそれらの地位に就くひとびとがカナダの多文化主義や政治的な価値を体現することによって、カナダという民主主義国家のありようをより強固なものにすると考えられてきた。

しかしこの突然の辞任があらわにしたのは、総督という立場にある人物がその任に不適合であり、さらにはカナダの政治体制にとって「有害 (toxic)」とみなされた場合、どのように対応すればよいのかという、君主制に生来つきまとう、いみじくも古典的な問題へと回帰した感さえある。今回の事件とそれに由来するさまざまな論点は、総督制度を軸としたカナダの立憲君主制をポジティブに（のみ）評価しようとしてきた研究者にとっては盲点であり、衝撃的でもあった。今後は同様の制度を持つ旧英領諸国の事例や制度と比較分析しつつ、複合的な視野からカナダの立憲君主制についてさらに研究を進めていくことが必要であると考えている。